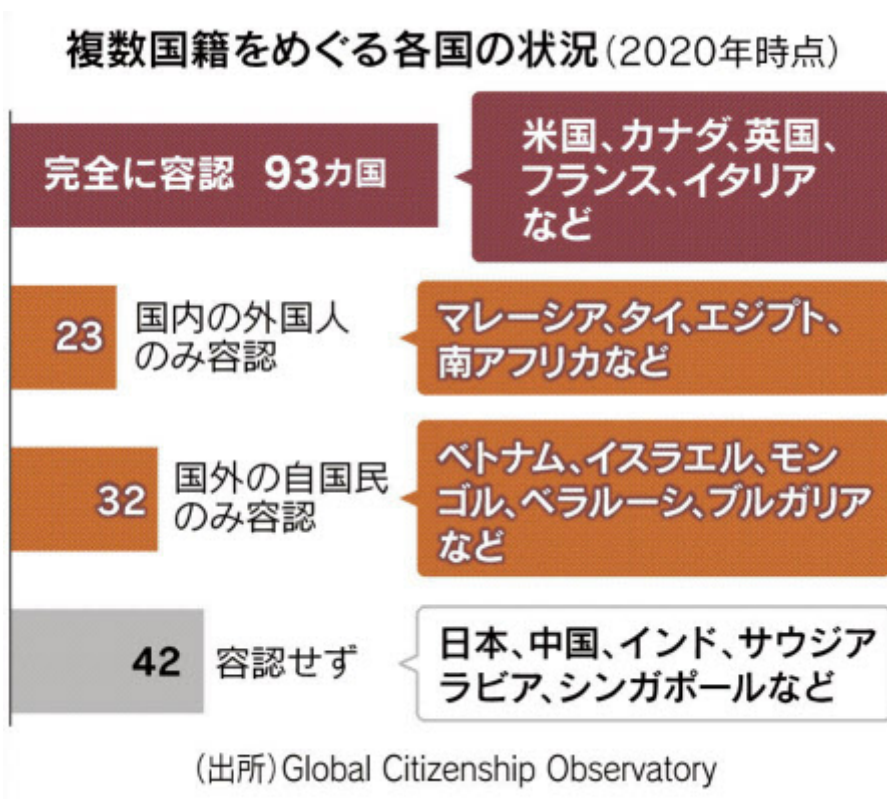


真相深層 ドイツ、二重国籍容認にカジ 「複数」取得が世界の潮流に 国際競争力低下に危機感

2023/9/1付 | 日本経済新聞 朝刊

厳格な国籍管理を敷いてきたドイツが二重国籍の容認にカジを切る。これまで欧州連合（EU）加盟国の出身者らに絞っていた二重国籍を全面解禁し、外国人が最短3年でドイツ国籍を追加取得できるようにする。複数国籍を認める国が増えており、国際競争力低下への危機感から門戸を開く。



来年にも法改正

「ドイツは多様性に富む。だからこそ法律を現実に適応させる」。8月下旬、シュルツ首相は意気込みを語った。目下、優先議題の一つに浮上するのが国籍法の見直しだ。今秋の議会審議を経て、2024年前半の成立を目指す。

閣議決定した改正案ではドイツの国籍取得のハードルを大幅に下げる。必要な在留期間を従来の8年から5年に短縮し、ドイツ語が堪能で生活が自立した人などは最短3年で可能にする方針だ。これまでEU加盟国やスイス出身者以外には原則認めてこなかった複数国籍も容認し、外国人が母国の国籍を放棄せずに取得できるようにする。

最大の狙いは競争力の確保だ。ドイツでは高齢化を背景に医療介護や建設などの分野で技能労働者が慢性的に不足している。実際、国内経済は景気後退の瀬戸際にありながら、足元の失業率は3%程度と東西ドイツ統一後の1991年以降で最低水準だ。

法案を推進してきたフェーザー内相は「現代的な国籍法はビジネス拠点としてのドイツの競争力確保に重要なカギになる」と強調する。

ドイツ社会は移民を積極的に受け入れてきたが、国籍付与には保守的な姿勢を貫いてきた。国外にルーツを持つドイツ居住者は2000万人超と人口の2割以上を占め、出生数を押し上げるなどの効果も出てはいる。

一方、2022年にドイツ国籍を取得した外国人は16万8千人どまりだ。人口8千万人の1割強にあたる1200万人ほどはドイツ国籍を持たないが、うち500万人ほどは少なくとも10年間の在留経験を持つ。長期在留者が国籍を取得した割合はEU全体の2%に対し、ドイツは1.1%と半分だ。

今回の国籍法改正案は、多元性を認めようという社会の融和や統合を進める思惑もある。

ドイツでは第2次世界大戦後に「ガストアルバイター」と呼ばれる出稼ぎ労働者が復興を支えた。子や孫世代を含め300万人規模に達するトルコ系住民のはじまりは、労働力不足からドイツが政府間協定を結んで呼び寄せた1960年代まで遡る。

移民たちから複数国籍の容認を求める声上がるなか、ドイツ政府も「生涯にわたり多大な功績を残したガストアルバイター世代に敬意を表する」（フェーザー氏）と配慮を欠かさない。

反ユダヤ主義者や差別主義者が犯罪歴を持つ場合、たとえ罪が軽微であっても国籍取得を認めないなど政権側は多文化共生の価値観を強調する。

これに対し、極右政党「ドイツのための選択肢（AfD）」は排外主義の姿勢を鮮明にする。国籍法改正が「ドイツを貧困者の人気の移住先にしてしまう」と不安感情に訴える。

韓国も原則転換

欧州ではフランスやイタリアが複数国籍を完全に認めており、何らかの形で複数国籍を認める国は世界の8割に達する。22年の出生率が0.78と世界最低水準だった韓国も11年に国籍法を改正し、複数国籍を認めない「国籍唯一の原則」から転換した。

日本では22年末に初めて在留外国人が300万人を超えた。政府推計で50年後には人口の1割を外国人が占めるが、現状は複数国籍を認めず、親が外国籍や海外で出生した人に一定期限までに国籍の選択を迫っている。

外国人労働者の受け入れ議論が進む日本は歴史的な経緯こそドイツと異なるが、競争力を維持したい考えでは通底する。多元的で活力のある社会を築くことができるのか、日本の針路と戦略もまた問われている。

(ベルリン=南毅郎)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.